

(別紙1)

(所在地条件)

- 1 所在地条件については、次のとおりとする。
 - (1) 協力会組織等（秦野市食肉事業協同組合、秦野市鮮魚商組合、秦野市米穀類小売業組合、平塚酒販組合など）
秦野市内に事務所、店舗又は営業所を有するもの。
 - (2) その他の事業者
 - ア 原則として、秦野市内又は神奈川県内に店舗又は営業所を有するもの。
 - イ 製造加工を要する食品については、関東近県に製造工場のあるもの。

(経営要件)

- 2 経営要件については、次のとおりとする。
 - (1) 十分な資本で経営され、安定的な販売実績をあげていること。
 - (2) 物資の調達に必要な職員を有し、常時営業を続けていること。
 - (3) 工場、店舗、販売所など、常に固定する営業施設及び電話設備を有し、緊急時に即応できること。

(信用要件)

- 3 信用要件については、次のとおりとする。
 - (1) 学校給食に深い理解を有し、社会的信用を有する事業者であること。
 - (2) 納入日時を厳守できること。
 - (3) 営業経歴及び経営状況が良好であること。
 - (4) 物資納入業務の実績を有し、履行状況は確実かつ良好であること。
 - (5) 食品に関する法律及び諸規則を遵守していること。
 - (6) 引き続いて3年以上その事業における営業を継続していること。
 - (7) 納税義務を履行していること。

(衛生要件)

- 4 衛生要件については、次のとおりとする。
 - (1) 営業施設の管理が良好で、食品衛生保持に優れていること。
 - (2) 従業員の健康管理が十分に行われていること。
 - (3) 生鮮食品取扱事業者は、保健福祉事務所などの指導を受けていること。

- (4) 県知事の営業許可を必要とする業種については、保健福祉事務所の食品衛生監視票の得点が 85 点以上であること。また、施設の構造等、食品取扱設備、機械器具、給水及び汚物処理の合計得点が 36 点以上で、管理運営、食品取扱者の合計得点が 44 点以上であること。

(供給能力)

- 5 供給能力については、次のとおりとする。
- (1) 仕入及び製造加工能力が必要量を満たし得ること。
 - (2) 指定の期日、時刻に秦野市学校給食センターに納入できる輸送能力を有すること。